

弘前大学農学生命科学部同窓会規約

令和元年7月6日改正（案）

第1条 本会は弘前大学農学生命科学部同窓会と称し、事務局を弘前大学農学生命科学部内に置く。

第2条 本会員を正会員、特別会員及び準会員とし、学部卒業生及び大学院修了生を正会員、母校教員、前教員（前教官）及び関係者を特別会員、在学生を準会員とする。

第3条 本会は母校の発展に積極的に寄与し、会員相互の連絡、親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 会報の発行
- 2 支部の設置
- 3 会員情報の管理
- 4 その他本会目的達成のため必要な事項

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 会員中より役員会で推薦し、総会で決定する。
- 2 副会長 同上
- 3 監事 同上
- 4 支部長 支部総会で正会員より選出する。
- 5 評議員 総会で正会員中より30名以内を選出する。
- 6 幹事 正会員中より若干名を会長が委嘱する。

第6条 役員の任務を次のとおりとする。

- 1 会長 本会を代表し会務を統理する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長の代理をつとめる。
- 3 監事 会計を監査する。
- 4 支部長 支部を代表し、支部の事務をつかさどる。
- 5 評議員 役員会を構成する。
- 6 幹事 本会の会務を担当する。

第7条 役員の任期は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事、評議員及び幹事の任期は2年とする。
- 2 支部長の任期は支部の決定による。

第8条 本会に名誉会長と顧問を置く。

- 1 名誉会長は学部長を推戴する。

- 2 顧問は学部長及び正副会長の経験者から会長が本人の承諾を得て委嘱する。
副会長経験者の任期は委嘱した会長の任期内とする。

第9条 総会の開催及び職務は次のとおりとする。

- 1 通常総会は隔年毎に開催するものとし、期日は役員会において決定する。
- 2 臨時総会は役員会において必要と認めた場合に開く。
- 3 通常総会においては次の事項を審議する。
 - イ 過去2年間の事業報告及び収支決算報告
 - ロ 今後2年間の事業計画及び収支予算
 - ハ 規約改正
- 4 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 議長は総会において出席会員中より選出する。

第10条 役員会の構成、開催及び職務は次のとおりとする。

- 1 役員会は会長、副会長、監事、支部長、評議員及び幹事をもって構成する。
- 2 役員会は会長が招集し、本会の方針、会の改廃その他重要事項を審議し、これを総会に提案する。

第11条 本会の会計年度及び経費は次のとおりとする。

- 1 会計年度は4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。
- 2 本会の経費は会費及び寄附金をもって充てる。
- 3 会費は入会費と正会費とする。
 - イ 入会費 10,000円（学部または大学院入学時納入）
 - ロ 正会費 年額3,000円（正会員）

付則(適用期日)

正会費の規定は、令和3年4月1日より適用し、それまでの間は従前（2年間5,000円前納）のとおりとする。

申し合せ事項

1. 特別会員、正会員が逝去した場合、弔電をもって弔意を表する。
2. 学部中退者で希望者は正会員とする。